

逗子市告示第52号

平成31年逗子市議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

平成31年4月9日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

- 1 日 時 平成31年4月12日
- 2 場 所 逗子市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決処分の承認について
 - (2) 専決処分の承認について
 - (3) 専決処分の承認について

議案第25号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、固定資産税の規定について引用条項を修正するとともに、軽自動車税の税率の特例の規定等について改正する要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第7号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第20条の4第1項中「令附則第12条第24項」を「令附則第12条第19項」に改め、同条第2項中「施行規則附則第7条第11項」を「施行規則附則第7条第13項」に、「令附則第12条第24項」を「令附則第12条第19項」に改める。

第22条第2項中「法第702条の7」を「法第702条の8」に改める。

第24条の2中「施行規則第10条の2の7」を「施行規則第10条の2の12」に改める。

附則第7項を次のように改める。

7 削除

附則第26項第4号から第13号までの規定中「法附則第15条第32項」を「法附則第15条第33項」に改め、同項第14号中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第38項」に改める。

附則第27項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から第30項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から第27項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改める。

附則第28項から第30項までを削る。

附則第31項中「法附則第30条第6項第1号及び第2号」を「法附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「附則第28項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第26条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第31項を附則第28項とし、附則第32項中「法附則第30条第7項第1号及び第2号」を「法附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「附則第29項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第26条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第32項を附則第29項とし、附則第33項中「法附則第30条第8項第1号及び第2号」を「法附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「附則第30項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第26条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第33項を附則第30項とし、附則第34項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第31項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 改正後の逗子市市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について

適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の逗子市市税条例の規定は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正により、2019年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて更に低所得者の保険料の軽減強化をするに当たり、改正の要あることから、逗子市介護保険条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第8号

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「31,380円」を「26,148円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,148円」とあるのは「40,092円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,148円」とあるのは「50,556円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の逗子市介護保険条例の規定は、平成31年度分の介護保険料から適用し、平成30年度までの保険料については、なお従前の例による。

議案第27号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

平成31年度逗子市一般会計補正予算（第1号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年度逗子市一般会計補正予算（第1号）

（別紙のとおり）

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

平成 31 年度

逗子市一般会計補正予算（第 1 号）

逗子市

平成31年度逗子市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度逗子市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,301,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	2,422,255	5,403	2,427,658
	2 国庫補助金	226,360	5,403	231,763
20	繰越金	300,000	16,525	316,525
	1 繰越金	300,000	16,525	316,525
	歳 入 合 計	18,280,000	21,928	18,301,928

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	8,350,509	4,713	8,355,222
	1 社会福祉費	4,167,976	4,713	4,172,689
4	衛生費	1,631,141	17,215	1,648,356
	1 保健衛生費	542,640	17,215	559,855
	歳 出 合 計	18,280,000	21,928	18,301,928

平成 31 年度

逗子市一般会計補正予算(第1号)に関する説明書

逗子市

2 歳 入

15款 国庫支出金 5,403千円
 2項 国庫補助金 5,403千円

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費国庫補助金	千円 2,809	千円 5,403	千円 8,212
計	226,360	5,403	231,763

20款 繰越金 16,525千円
 1項 繰越金 16,525千円

1 繰越金	300,000	16,525	316,525
計	300,000	16,525	316,525

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	千円 5,403	04 特定感染症検査等事業費補助金	千円 5,403

1 繰越金	16,525	01 繰越金	16,525

1 5 款 国庫支出金 2 0 款 繰越金

3 歳 出

3 款 民生費

4,713千円

1 項 社会福祉費

4,713千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 906,478	千円 4,713	千円 911,191	千円	千円	千円	千円 4,713
計	4,167,976	4,713	4,172,689	0	0	0	4,713

4 款 衛生費

17,215千円

1 項 保健衛生費

17,215千円

2 予防費	303,252	17,215	320,467	5,403 国庫支出金			11,812
				5,403			
計	542,640	17,215	559,855	5,403	0	0	11,812

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 4,713	002 地域福祉推進費	千円 4,713
		04 福社会館維持管理事業	4,713
		工事請負費	4,713

11 需用費	186	001 予防費	17,215
12 役務費	321	03 感染症予防事業	17,215
13 委託料	16,593	需用費	186
19 負担金補助及 び交付金	115	役務費	321
		委託料	16,593
		負担金補助及び交付金	115

3 款 民生費 4 款 衛生費